

## 第4回 小樽市観光税導入に係る有識者会議

日時：令和4年12月1日（木）10：15～11：15

会場：小樽市役所別館5階会議室

出席者：

山崎 範夫	小樽商工会議所 専務理事
伊澤 與	一社)小樽物産協会 専務理事
寺下 知志	一社)北海道中小企業家同友会 しりべし・小樽支部 会員
林 大喬	小樽青年会議所 副理事長
徳満 康浩◎	一社)小樽観光協会 専務理事
内田 純一	国立大学法人 小樽商科大学 大学院教授 (座長)
上谷 征男	小樽ホテル・旅館組合 組合長
斎藤 英伸	小樽ホテルミーティング 代表
米山 幸宏	朝里川温泉組合 組合長

(事務局)

渡部 一博	小樽市産業港湾部長
須藤 慶子	小樽市産業港湾部観光振興室長
松本 貴充	小樽市産業港湾部観光振興室主幹
野崎 智美	小樽市産業港湾部観光振興室主査
山内 理恵子	小樽市産業港湾部観光振興室主事
島谷 和大	小樽市総務部企画政策室主幹
小林 星児	小樽市財政部主幹
阿達 広司	小樽市財政部市民税課長

開会

事務局より新しい委員の紹介(上記◎)および配布資料の確認

### 報告事項(1) 宿泊税導入に係るアンケートの再調査結果について

別紙1および別紙1の3に基づき事務局より説明。

(座長)

ただいま、事務局から報告事項の1つ目について説明があった。何かあれば発言願いたい。

(委員より異議なし)

(座長)

結果はそれほど変わっていないということだが、よろしいか？

(委員より異議なし)

## 報告事項（２）入湯税との調整に係る確認について

(事務局)

前回の第 3 回有識者会議において、入湯税との調整について御議論いただいたが、A 委員がこの議論の時には既に途中退席されていたことから、A 委員には別途御意見を伺い、有識者会議に報告することを、前回会議で確認していた。

前回会議後、事務局では、A 委員より大きく 2 つの点について御意見をいただいた。

一つ目は、「入湯税と宿泊税の徴収を一本化するなど一定の調整を検討する必要があること」について、二つ目は「入湯税徴収に係る費用補填」についてであった。

この点については、この後協議予定である「提言書（案）」の中で、一定の整理を行い記載しているため、「2 協議事項」の中で御確認いただきたい。

(座長)

A 委員から頂いた意見はこの次の協議事項の中で確認したい。よろしいか？

(委員より異議なし)

## 協議事項（１）観光振興のための安定的な新たな財源に関する提言書（案）について

事務局より別紙 2 表紙の注 1～3 について説明の上、別紙 2 の提言書（案）の内容について説明

委員による質疑

(A 委員)

個人的な意見も入るかもしれないがご容赦いただきたい。

修学旅行を課税免除とすることについては、徴収すると価格競争に負けてしまうことが理由なのではないかと思うが、宿泊税の財源を修学旅行のためには使わないかという、そんなことはないと思う。もちろん使っていただきたいと思うので、そこに少し矛盾を感じる。受益者負担の原則からすると、修学旅行も課税対象として、事業者全体のためになるものに財源を使用し、課税免除とするなら、財源の配分を考えて導入していかなければならないと思う。

京都市など、他市町村で修学旅行を課税対象としているところがあったと思う。ただ右ならえで「修学旅行だから徴収しなくてもいいのではないか」ということではなく、今後の小樽市の観光を見据えて、大事にすべき客層などをよく考えて決定した方がよい。

また、私が以前に意見を申し上げた入湯税の件だが、入湯税を減額しろという話ではない。現金

で徴取することが現場にとって手間だ。今は事前決済が増えていて、私の宿泊施設も事前決済を導入し、チェックアウトの作業が軽減されたが、入湯税を払うためだけに現金で 150 円を徴取するのが、現場の感覚としておかしいと思う。じゃらんネットなどの OTA では、入湯税の事前決済に対応しておらず、現金で徴取することになっているが、今後は税の分も含めて事前決済が主流になると思う。そうすると税の分についても OTA に手数料を支払わなければならない。このことについて、今のうちに議論しておきたい。

一本化の話については、これは宿泊税でこれは入湯税ですよと言って徴取するのは、現場の空気として対応しづらい。細かい事務作業は難しいだろうが、可能なら一本化してもらいたい。一本化した時に、観光税は手数料をお支払いするけど入湯税をお支払いしないと少し難しいのではないかと。その点を考慮していただきたいというのが私の意見だ。

(座長)

A 委員より、2 点の意見を頂戴した。1 点目の修学旅行等の問題に関して、参考配布資料の別紙 6 に道内の 4 事例のみ記載されているが、課税免除すると明言しているのは帯広市と富良野市だ。

(事務局)

最終確認する必要があるが、京都市の HP を確認すると、修学旅行等には宿泊税を課さないとなっている。

(座長)

いずれにしろ、課税免除については、受益者負担の原則に照らしてどうかを納得して進めていく必要があるため、検討課題とした方がよいと思う。使途に関わる運用の方でカバーするとか、あるいはそういったことを踏まえてもなお修学旅行等に関しては効果が見込めるとかそういった整理を運用上カバーしていくのがよいと思う。貴重な意見だった。

2 点目の入湯税との調整について、以前 A 委員からいただいていた意見は、入湯税を免除すべきということではなく、実務的に煩雑になることを考慮して、今回の観光税の導入にあたって何か調整できないのかという意図だったと理解した。

私も、事前決済後、現地で税を支払う経験をしたことがあり、おかしな話だと感じている。新たな事務的作業が発生することを考慮し、十分な事前調整が必要になるだろう。この点について、ぜひ他の委員からも意見を聞きたい。

(B 委員)

入湯税は事前決済が可能なのか。

(A 委員)

できない。多分これからできる仕組みになっていくのではないと思う。海外の OTA では導入し始めているところもあるらしい。その流れが主流になると思う。

(座長)

それは OTA が対応する問題なのか、判断が難しい。

(A 委員)

OTA が対応してくれないと困る。自社 HP で予約を受ける場合、事前決済に入湯税を含めると、入湯税に対しても 2%か 3%のクレジットカード手数料が徴収されてしまう。

(座長)

これは我々だけの問題ではなさそうだ。

(A 委員)

そう思う。常日頃から、カード決済しやすい仕組みにしてほしいと思っている。

(座長)

例えば、新たな機器の導入などが必要になるとすると、その支援も必要になるかもしれない。

(A 委員)

入湯税が定められた頃にはなかった議論だと思うが、時代の流れにより、そのような問題もある。

(座長)

提言書(案)の案 p7 の「入湯税の減額は行うべきではない」という記載について、用途が違うから、入湯税も宿泊税もどちらも必要なんだという書きぶりになっているが、その点についてはよろしいか。

(A 委員)

問題ない。

(B 委員)

提言書(案) p3 の波線部分や、p7 の波線部分はぜひ時点修正してほしい。

(事務局)

承知した。後日、案を提示する。

(座長)

インバウンドについては、御承知のとおり大分回復しているから少し表現を変えたい。コロナのまん延については何とも言えない感じがする。

(C 委員)

事務手数料というのはいくら位を想定しているのか？宿泊施設側の事務手数料ということか。徴収して納税するための手数料というものではないのか？

(事務局)

委員ご指摘の事務手数料とは、宿泊者が支払う宿泊税を特別徴収義務者にとってもらう際の事務負担に対する手数料ということではよろしいか？

(C 委員)

多分そうだろうと思っていたが、先ほどのカード決済の問題はかなり大きい。カード決済の手数料もカード会社により異なる。税のみ後から現金で徴収するのは時代に合わないし、宿泊者に説明する労力も考慮して、カード決済主体で考えるべきだ。

(座長)

実務的には、手数料（特別徴収奨励金）を差し引いて徴収するのか。

(事務局)

参考配布資料の別紙 5 に、特別徴収奨励金について記載しており、納入額の 3% と提示していた。宿泊事業者には徴収の手間をおかけするため、奨励金の支払いは必要と考えているが、詳細については具体的な制度設計の中で決定したい。

また、カード決済を主流にすべきという意見にも配慮した上で、宿泊事業者の負担が軽減できるような制度設計にしていきたい。

(座長)

現時点ではカード決済に関する記述はないということによいか。

(事務局)

提言書（案）の中にはない。

(C 委員)

入湯税がいくらで宿泊税がいくらだと説明し、それをチェックアウト時に徴収するのは、宿泊者にとっても宿泊事業者にとっても負担だ。内訳については利用明細に記載し、あらかじめ奨励金を差し引いた金額で徴収するという設計にした方がよいのではないか。宿泊税は宿泊事業者側の善意でやることだから、宿泊事業者に負担をかけないような設計にすべきだと思う。

(座長)

これは、提言書（案）そのものについてというよりは、課題等に含めて検討するという理解でよいか。

(事務局)

それでよい。

(座長)

特別徴収奨励金は一律だが、ほとんどカード決済している宿泊事業者と現金で決済している宿泊事業者とでは負担の大きさが異なるという状況が発生する。その辺りをどうするかという課題はあると理解した。

(B 委員)

提言書（案）p9 の 3 行目に「協議会の設置」とあるが、これは制度設計に向けた協議会のことなのか、宿泊税導入後にそれを運営していくための協議会なのか、どちらのことか。

(事務局)

条例施行後、宿泊税の財源の使途を適切に判断するには、協議会を設置して関係者の意見を参考にすべきだという意見を以前に頂戴していたので、そのような趣旨である。

(座長)

例えば、DMO の運営資金とするということに関しても、協議会などが方向づけをするというイメージである。

(D 委員)

この税の正式名称は何か。

(座長)

通称は宿泊税で、正確には観光目的税か？

(D 委員)

宿泊の定義は何か。デイクースのような場合はどうなるのか。

(事務局)

第 3 回有識者会議において、税目は宿泊税ということで確認しているが、正式には条例を制定する際に確認する必要があると思う。提言書(案)では宿泊税と記載している。また、課税対象となる宿泊の判断基準についても明確にすべきである旨、第 3 回有識者会議において確認しており、我々も課題として認識している。今後の制度設計において検討したい。

(座長)

デイクース等に関しては要検討と確認した。今後増えていく形態だと思う。課題として取り組む。

(A 委員)

先走った話かもしれないが、財源を DMO に使っていただくのが民間に近くて柔軟に対応できてよいのではないかと考えているが、そのような共通認識で話をしているということによいか。

(事務局)

DMO のためだけの財源ではなく、様々な観光振興策に使用する財源とするという認識だ。一部は DMO の運営資金に充てることになると思う。これから検討したい。

(A 委員)

何となく小樽市のどこかに紛れ込んでしまうのではないかとというのが心配だった。

(事務局)

そのようなことはない。

(座長)

目的税なので、観光に関する以外には使用しない

(C 委員)

DMO に認定されたばかりの観光協会にとってもモチベーションになり、小樽市も増収になって地域が良くなる。宿泊事業者が協力すると言っているのだから導入すべきだと思う。入口の部分、税収部分はすごく賛成。後は出口。使途についてはぜひ DMO の運営資金に充ててほしい。また、

北海道中小企業家同友会の立場で言うと、地域が漏れバケツにならないように域内循環させる、税収を小樽市内で循環させているかチェックする機関などがあるとよいと思う。

(座長)

ここで議論することではないが、役所よりも DMO 等の組織に権限を渡してより多くの財源を使ってもらう方が国際的には趨勢だという話を以前したと思うし、私も同意見だ。しかし、それについては提言書においては言及できないので、本日はここまでにしたい。

(座長)

提言書(案)の修正については、本日頂戴した意見を踏まえ、また、時点修正が必要な記載もあるため、事務局にて修正等を行っていただき、次回、第5回の有識者会議で最終確認するということがよいか。

委員より異議なし

## その他

(座長)

全体を通しての意見があれば聞きたい。

(A 委員)

最近、海外からのお客様が増えているのを感じる。放っておいたらコロナ前のオーバーツーリズムの状況になってしまうと思う。全国各地で観光の議論をしていると、必ず「高付加価値」とか「富裕層」などのキーワードが出る。小樽市もそのような方向に意識を向けてはどうか。小樽市の観光により多様性を持たせ、まだ小樽に来ていないような富裕層を呼び込めるような仕組みを作るとか、色々なチャンネルを整えていくようなことに財源を使っていけたらよいと思う。今までの流れをガラッと変えるようなことに使っていただきたい。

(座長)

私も全く同意見である。財源を全てプロモーションに使ってしまったら問題があるので、使途の面では、そのようなことも考えていくのが、この先を見据えての提言になると思う。提言書に記載できることは限られるので、そういった意識を持ちながら施行に臨みたい。

今後のスケジュールについて事務局から説明

(事務局)

今後のスケジュールについては、次回、第5回有識者会議の開催時期は、令和5年2月初旬を考えているが、委員皆様と日程調整し正式に案内する。次回第5回有識者会議では提言書の最終確認、とりまとめを目指したいと考えており、次回会議に向け、本日頂戴した御意見や必要な時点修正等を含め、事務局で「提言書」の修正作業を行う。

このため、第5回有識者会議の前に、委員皆様にも提言書の内容を御確認頂くなど、御協力をお

願います。年度内には有識者座長から市長へ提言書を提出できればと考えており御協力をお願いしたい。

閉会。